

湯浅町ふるさと納税「電子感謝券」加盟店 募集要項

●電子感謝券について

これまで、湯浅町にふるさと納税としてご寄附頂いた町外在住の方に、感謝の気持ちを込めて、町の特産品などをお贈りしてきました。

これに加え、新しく「電子感謝券（電子ポイント）」の取り組みを始めます。

「電子感謝券」は町内の加盟店の店舗、または施設においてのサービスの提供や商品の購入の際に使用できる電子ポイントです。

この取り組みに参加いただける事業者（加盟店）等を募集します。

1. 加盟店募集要件

- (1) 町内に事業所（店舗・工場など）を有す個人事業者または法人であること。ただし、町長が特別に認める場合はこの限りではない
- (2) 町税等の滞納がないこと
- (3) 湯浅町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等または、これらと密接な関係を有する者でないこと
- (4) 電子ポイントの決済が可能な環境（スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどがありインターネット通信が可能）を有していること（QRコード決済の場合はこの限りではない）

2. 「電子感謝券」の使用対象 ※「電子感謝券」の有効期限は2年間です

- (1) 町内に存在する店舗・施設においてサービスの提供で、町が指定するものの対価、使用料等の支払い
例：宿泊料、飲食料金、施設入館料、入浴施設料金、体験料金等
- (2) 町内店舗・施設において販売している商品で、町が指定する商品の購入
 - ・町が指定する商品の条件
 - ① 地場産品であること〔次の（ア）～（イ）を満たすもの〕
 - （ア） 町内で生産、製造、加工等が行われているものであること
 - （イ） 食品等については、原則として主な材料は湯浅町産を使用している、または製造工程の過半数以上が町内で行っているものであること。
 - ② 各種法令等を遵守しているものであること
 - ③ 電化製品、貴金属など資産性が高いものでないこと
 - ④ 同一の店舗・施設で、電子感謝券使用対象として町が指定した商品以外に、その他の商品も販売している場合は、清算を分けたり、電子感謝券利用者が使用の可否を区別できるような陳列に配慮すること

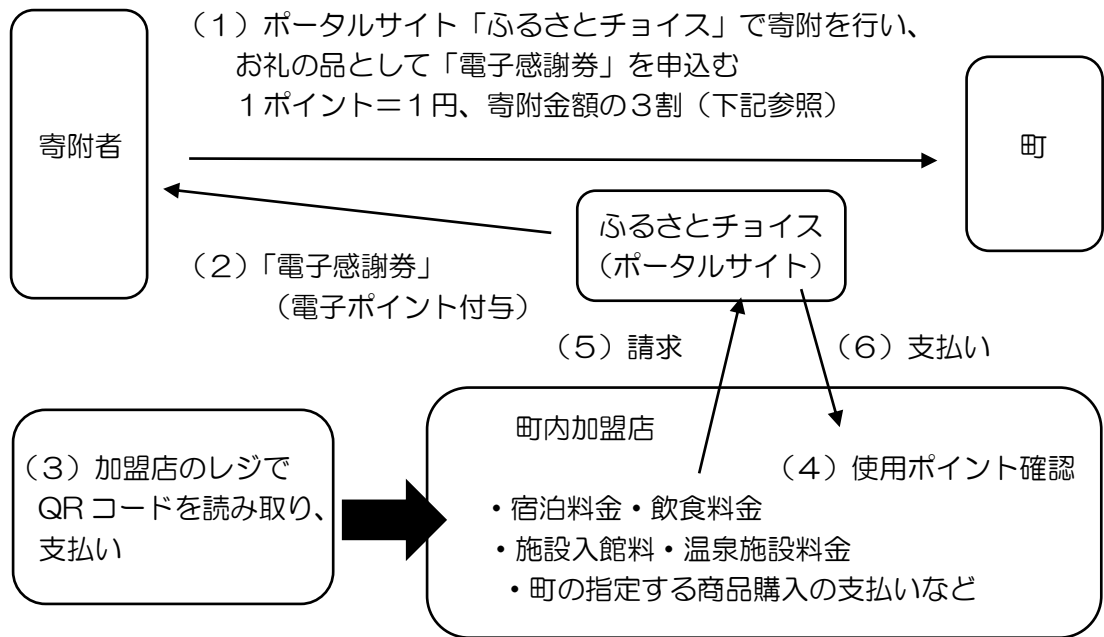
3. 採用に関する留意点について

- ・使用対象のサービスや商品が上記の要件に適合するものとした応募であっても、町が適当でないと判断した場合は採用しないことがある
- ・採用された商品等であっても、クレーム等の問題が発生した場合には採用を取り消す場合がある

4. 加盟店のメリット

- ・「電子感謝券」は町内の店舗または施設で使用するものであるため、対面でサービス提供や販売が可能（使用可能な事業者一覧を、ふるさとチョイス〔ふるさと納税ポータルサイト〕画面で表示）
- ・お礼の品（返礼品）を提供しにくい事業者（飲食店、温泉施設等）も参加可能

5. 「電子感謝券」使用と業務の流れ



※電子感謝券の種類

(ポイントの合算や、一部でも使用可。ただし、他自治体の感謝券との併用は不可)

- 1500ポイント (5,000円の寄附)
- 3000ポイント (10,000円の寄附)
- 9000ポイント (30,000円の寄附)
- 15000ポイント (50,000円の寄附)

6. 募集期間 令和元年10月1日(火)～ 随時受付

7. 開始時期 令和元年11月初旬を予定

8. 応募方法 提出場所：湯浅町役場ふるさと納税推進課 提出方法：持参、郵送
申込書に必要事項を記入し、ご提出下さい

9. 個人情報の保護

- 加盟店はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、湯浅町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。
- 寄附者の個人情報は、自社商品用のダイレクトメール発送等の二次利用はしないで下さい

10. 申込先

湯浅町役場 ふるさと納税推進課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

TEL 0737-63-2110 FAX 0737-22-6500